

公立大学法人岐阜県立看護大学 役員報酬・退職手当の支給基準(案)

1 役員報酬・退職手当に関する規定 【地方独立行政法人法第56条（読替後）】

一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、

- ① 役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 法人が支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

2 基本的な考え方

- ① 現行の学長の給与を基準とする（法人化によって給与水準を変えない）。
- ② 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。（他の公立大学法人の状況も参考に）
- ③ 評価委員会による法人業務評価等を活用し、評価結果等を常勤役員の期末特別手当等に反映することができる制度を導入する。

3 役員報酬の支給基準

(1) 常勤役員（理事長、理事）（下記(3)の職員兼務役員を除く。）

- ① 基本報酬

理事長	840,000 円
理事	726,000 円以内で理事長が定める額
 - ② 通勤手当 職員の例による
 - ③ 単身赴任手当 職員の例による
 - ④ 期末特別手当 現行の期末手当と同じ
- ＝（基本報酬月額① ＋ ①×45%）× 145%(6月)・165%(12月) × 在職期間率

- ◇ 職員を兼務する理事には、役員の報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。
- ◇ 設立団体である岐阜県において臨時的給与抑制措置がなされる場合は、同様の扱い（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条の2の職員の例による。）とする。
- ◇ 期末特別手当については、評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び常勤役員としての業務への貢献度を総合的に勘案し、10/100の範囲内で増額又は減額できるものとする。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

- ① 非常勤役員手当（理事） 日額 30,000 円
 同上（監事） 年額 450,000 円
- ② 通勤手当 費用弁償（職員旅費規程の基準により支給）

(3) 職員兼務役員（理事）

役員の報酬は支給せず、職員としての給与を職員給与規程に基づき支給する。

4 役員退職手当の支給基準

(1) 常勤役員

① 常勤役員のうち下記②～④以外の者（外部からの専任の常勤役員を想定）

在職期間(月) × 基本報酬月額 × 12.5%

◇ 評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び常勤役員としての業務への貢献度を総合的に勘案し、増額又は減額できるものとする。

② 法人職員から常勤役員となった者（特例）

法人職員が退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、法人職員としての在職期間と役員としての在職期間を通算し、職員退職手当規程の例により支給する。

③ 岐阜県職員から常勤役員となった者（特例）

岐阜県職員が退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、岐阜県職員としての在職期間と役員としての在職期間を通算し、岐阜県職員として退職したと仮定した場合に支給する岐阜県退職手当条例の例により支給する。

④ 職員兼務役員

職員退職手当規程により支給する。

(2) 非常勤役員

退職手当は支給しない。

(3) その他

(1)にかかわらず、過去に法人職員退職手当規程又は岐阜県職員退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。